

熊本総合病院における
売店、レストラン設置・運営業務の公募公告

令和5年6月1日からの売店、レストラン設置・運営業務を公募することとしますので、希望する者は次のとおり各々について企画書、賃貸借料にかかる入札書（見積書）（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

運営事業者の選定方法については、総合評価方式により決定します。

令和4年9月2日

独立行政法人地域医療機能推進機構
熊本総合病院
院長 島田 信也

1. 事業概要

(1) 事業名

売店、レストラン設置・運営業務

(2) 業務期間

令和5年6月1日～令和10年5月31日（5年間）

本契約は建物の一部を有償にて貸出しする定期建物賃貸借契約とするため、上記契約期間満了をもって終了し更新はせず再度運営者を公募する。

2. 参加資格及び要件

- (1) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付され、九州・沖縄又は、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (3) 契約事務細則第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (6) 各保険料等について滞納がないこと。
- (7) 直近3年の間に当院同等の医療施設において、売店・レストラン設置運営管理業務の良好な経営実績を有する事。

3. 手続き等

(1) 担当課

〒866-8660 熊本県八代市通町10-10
独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院
経理課契約係
電話0965-32-7111

(2) 説明書等の関連資料交付期間及び場所

①交付期間

令和4年9月5日(月)から令和4年10月12日(木)17時00分まで
ただし、土、日、祭日を除く平日に交付
担当部署にて「機密保持に関する誓約書」(本公告別添)と引き合えに交付する。

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者申し込み時に必要な書類の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和4年10月13日(木) 17時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ

(4) 企画書、入札書(見積書)、その他添付資料の提出期限

提出期限

令和4年10月18日(火) 17時00分

(5) 第一交渉権者決定通知

令和4年10月25日(火)までに、第一交渉権者にのみ優先交渉権者決定通知を送付する。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は、無効であり評価の対象とはしない。
- (2) 契約書作成の要否・・・・・・・・否
- (3) 企画書のヒアリング・・・・・・・・必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するため窓口・・・・・・・・上記「3.(1)」に同じ
- (5) 詳細は、説明書による

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
熊本総合病院 院長 島田 信也 殿

住 所 (所在地) :
氏 名 (法人名) :
(代表者名) : 印
電 話 番 号 : () -
E-mail :

_____ (以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院における「熊本総合病院における売店、レストラン設置・運營業務」(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の

開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上